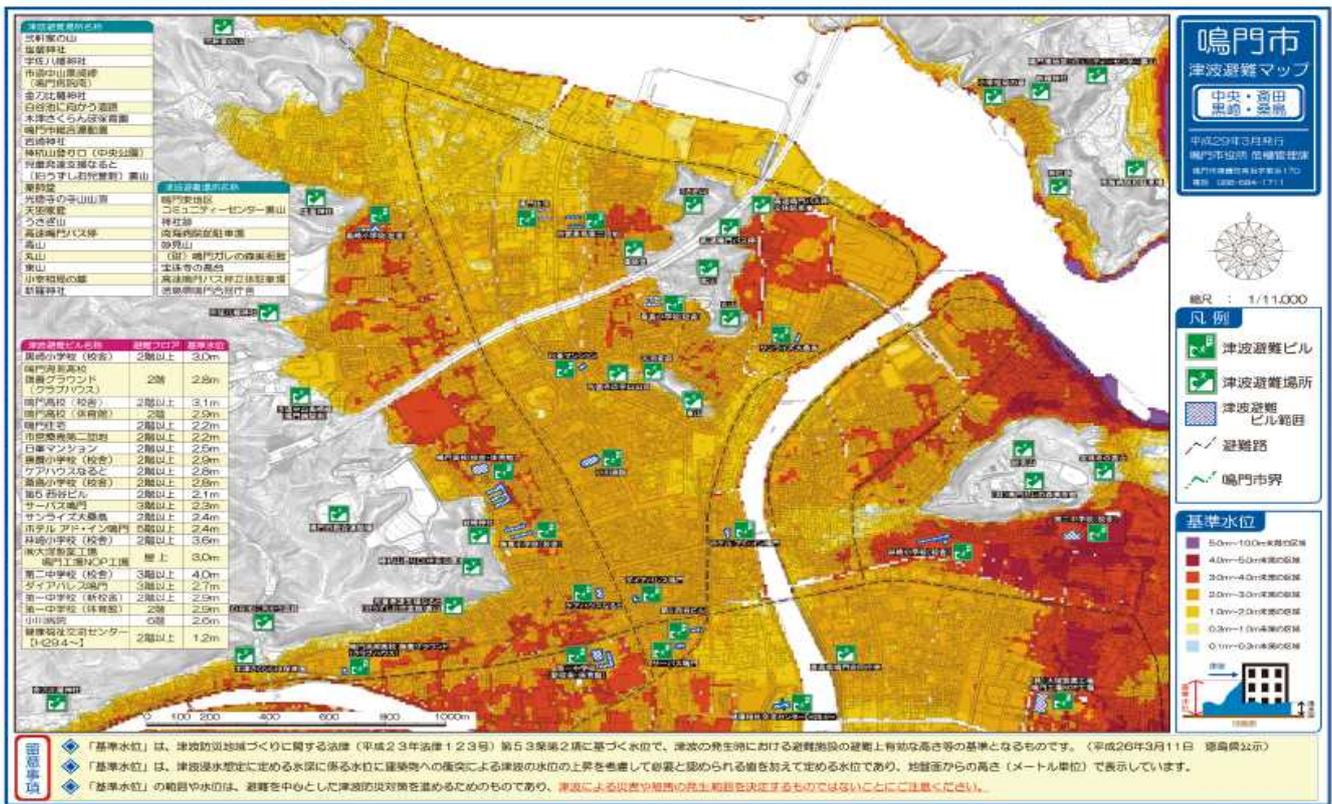


令和5年度

桑島小学校防災計画

<地震・津波ハザードマップ> 津波浸水想定

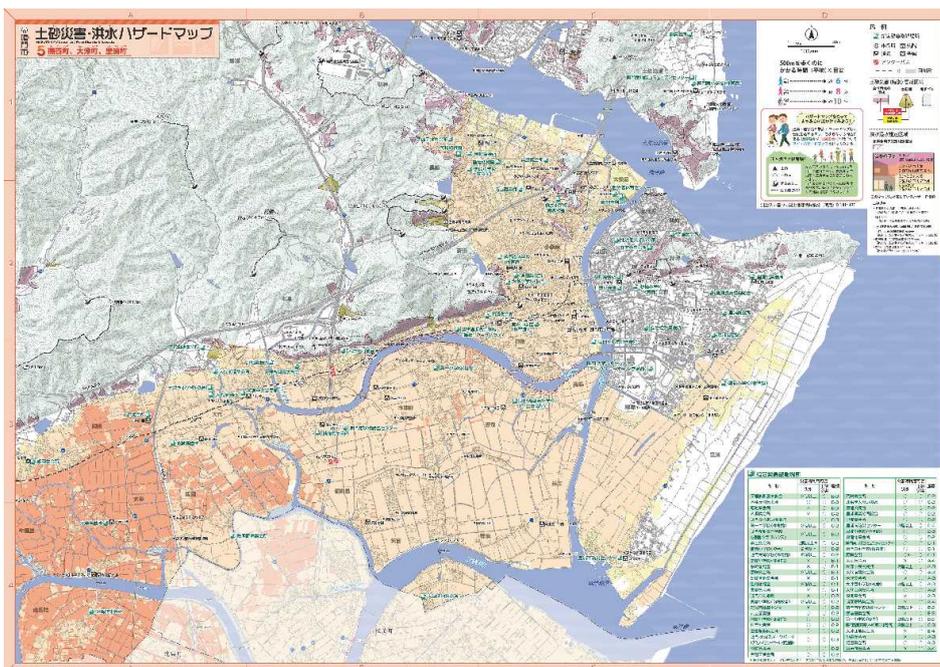
地震・津波の一次避難場所（桑島小学校北校舎3F）二次避難場所（高山）



<水防砂防情報マップ> 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・土砂災害警戒区域

洪水・水害等の一次避難場所（桑島小学校南校舎2階）二次避難場所（桑島地区コミュニティセンター）

土砂災害等の一次避難場所（桑島小学校南校舎2階）二次避難場所（北校舎3階）



地震・津波への対応 ア 地震・津波発生時の基本対応

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」(H24年8月)
津波想定「徳島県津波浸水想定」(H24年10月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
・大きな声での確かな指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
児童生徒等・頭部を保護する準備(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる。

地震発生(震度6強を想定)

・大きな声での確かな指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
・支援を要する児童生徒等への対応には、十分配慮する。
・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 児童生徒等の安全確保

校内放送・ハンドマイク：
「地震が発生しました。津波の恐れがあります。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い、**運動場**に避難して下さい。」

津波発生

STEP 2 避難

第1波		最大波(第2波)	
48分	0.2m	64分	6m

一次避難場所 運動場
二次避難場所 丸山
※北校舎屋上 (津波到達20分以内)

・即座に、一次避難場所に上履きそのまま、全校避難する。
・大きな声での確かに指示する。「**押さない、走らない、しゃべらない、もどらない**」
・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、児童生徒名簿等を携帯する。
・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

・児童生徒等の安否確認をする。
・負傷者の確認と応急処置をする。
・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
・児童生徒等の不安に対する対処 ・警察、消防、医療機関への連絡
・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ等）

- ① 児童生徒等は全員無事，〇〇〇へ避難し待機中
- ② 大津波警報・津波警報が解除になるまで，児童生徒等は待機させる。
- ③ 解除後，下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
テレビ	校長室・職員室	管理職・事務職員
ラジオ	校長室・職員室	管理職・事務職員
インターネット	職員室・スマートホン	管理職・事務職員
携帯電話	所持携帯電話	管理職・事務職員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE1	地震発生時，津波の恐れのない場合	運動場へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は運動場または校長室（安全確認後）
CASE2	地震発生時，津波の恐れがある場合 津波到達予想時刻が20分以上	避難時間が確保できる場合は，学校裏山（丸山）頂上広場へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は，学校裏山（丸山）頂上広場→市役所へ移動
CASE3	地震発生時，津波の恐れがある場合で避難時間に余裕がない場合 津波到達予想時刻が20分以下	学校北校舎屋上へ避難（決められた避難経路） 学校災害対策本部は，北校舎屋上→市役所へ移動

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
指導要録(学籍・指導の記録)	校長室金庫・校務支援システム	管理職・事務職員
学校日誌・保健日誌	職員室・校務支援システム	管理職・事務職員
全児童名簿(連絡先)	職員室・校務支援システム	管理職・事務職員
学校防災管理マニュアル	校長室	管理職・事務職員
救急バッグ	保健室	養護教諭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者（ 統括班：本部長 校長 副本部長 教頭 ）				
連 絡 先	電 話	FAX	E-mail	備 考
市教育委員会	686-8802	686-8793		
鳴門消防署	685-2009			
鳴門警察署	685-0110			
撫養交番	686-5060			
谷医院	686-3569			
桑島児童クラブ	685-0065			
防災対策本部桑島支部	685-5969			
国際警備保障	623-5931			
徳島地方気象台	656-9549			
鳴門病院	683-0011			
鳴門市災害対策本部	685-1330			

カ 保護者への引き渡しについて

(7) 地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
<p>保護者への引き渡し 大災害の場合、原則、保護者に来てもらい、引き渡す。 安全が確認後、保護者に学校（避難所）に来てもらい、保護者連絡班が保護者に引き渡しカード等を活用して引き渡す。</p>	<p>○下校の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津波・大津波警報」解除後 ・二次災害のない場合 ・「避難勧告・避難指示」が発令されていない場合 ・通学路の安全確認後 ・児童の帰宅先・帰宅後の状況 ・児童の家庭周辺の安全状況
<p>学校・避難所での待機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波・大津波警報」発令中 ・「避難勧告・避難指示」が発令中 ・下校の際の通学路や児童の帰宅先が安全ではない場合
<p>児童の下校</p>	<p>大災害ではなく、下校の際の安全が十分確保されていると校長が判断した場合</p>

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者： 校長		担当者： 教頭	
連絡方法 ・手順	・まちコミメールで保護者の携帯電話に一斉送信。未登録の保護者には電話連絡 ・学年・学級連絡網で電話連絡		
連絡が 取れない場合 の対応	・学校のホームページに掲載 ・鳴門市役所に避難状況を掲示する ・学校の玄関に避難状況を掲示する ・NTT災害用伝言ダイヤル（171）		

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 校長	担当者： 保護者連絡班
・児童の保護者に連絡をとり、迎えに来てもらう ・保護者が迎えに来たときは、下校の判断基準にもとづき、安全が確保された場合は、引き渡しカード等で記録をし、保護者に引き渡す。	

キ 児童が在校時以外の対応

登 下 校 時	・あらかじめ個々の児童が決められている登下校時の通学路における津波に対する避難場所へ避難する。（家庭・児童・学校でどの児童がどこに避難するか情報を共有しておく） ・支援を要する児童の対応には十分配慮。
学 校 外 の 諸 活 動 時	・遠足や宿泊学習等の校外学習では、見学、宿泊施設等の避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。 ・支援を要する児童の対応には十分配慮。
在 宅 時	・あらかじめ、個々の児童の自宅付近における津波に対する避難場所を確認し、児童がどこに避難するのか保護者・学校で情報を共有しておく。

⑩ 3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

学校の対応方針

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

・ 学校活動の継続と警戒対応または注意対応の準備

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

・ 判断基準により、A・Bのいずれかとする

対応 A 1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）

（対応の詳細は対応 A 参照）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

対応 C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続

（対応の詳細は対応 C 参照）

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

国からの呼びかけ（注意する措置解除）が発表された場合

平常の学校活動を継続

対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報 大津波警報 津波警報 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握, 学校施設の安全確認, 児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告 ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態, 家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

対応B [半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合]

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

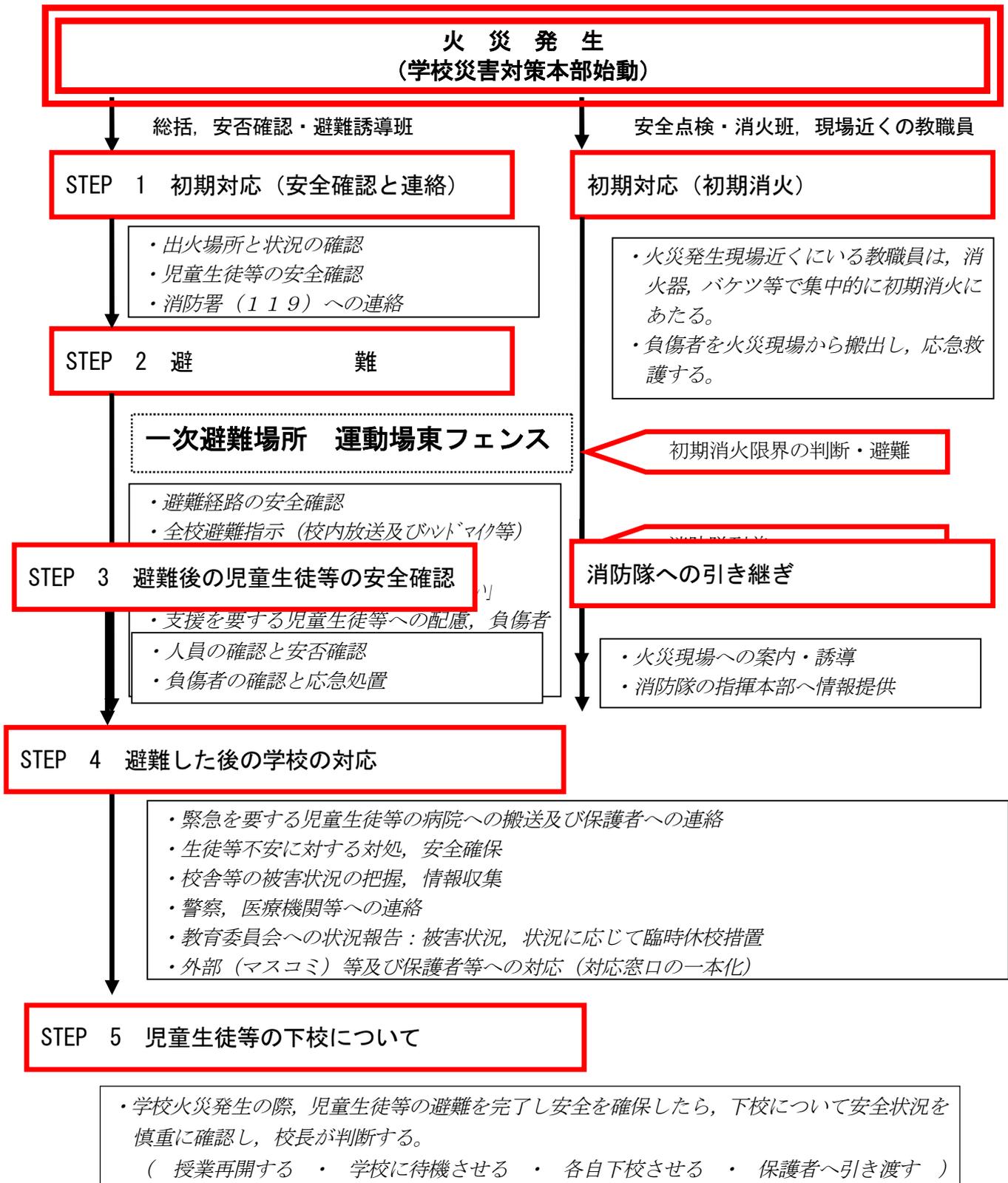
地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報(調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認
臨時情報(巨大地震警戒) 国からの呼びかけ(避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業 学校再開 警戒対応の継続 国からの呼びかけ(避難等の解除, 注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告 臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告 ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
国からの呼びかけ(注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

対応C [一部割れ, ゆっくりすべり の場合]

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p>臨時情報 (調査中)</p> <p>警戒対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認 	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所, 避難所, 備蓄)の確認
<p>臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 <p>○注意対応をとりながら, 学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 平常の学校活動</p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	

- ⑪ 火災への対応 ア 火災発生時の基本対応（詳細は学校防災管理マニュアル参照）
あるいは、担当者ごとのアクションカードを作成するのも、よいでしょう。



イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報収集の方法	担当者
電話（携帯電話）	職員室：学年・連絡網で避難状況を知らせる。	管理職・事務主任主事
インターネット	職員室：まちコミメールで家庭に一斉送信。	管理職・事務主任主事

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図（避難場所及びその判断基準）

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図		
	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	・校長室・職員室が被災、または被災のおそれがない場合	避難場所：運動場 避難経路：あらかじめ決められた経路を基本とし、出火場所を避ける経路を選択し、教職員が誘導する。 災害対策本部：校長室
CASE 2	・校長室・職員室が被災、または被災のおそれがある場合	避難場所：運動場 避難経路：あらかじめ決められた経路を基本とし、出火場所を避ける経路を選択し、教職員が誘導する。 災害対策本部：運動場

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
指導要録（学籍・指導の記録）	校長室金庫	管理職・事務職員
学校日誌・保健日誌	職員室	管理職・事務職員
全児童名簿	職員室	管理職・事務職員
救急バッグ	保健室	養護教諭
学校防災管理マニュアル	校長室	管理職・事務職員

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関。

連絡先名	連絡先電話番号等	連絡先名	連絡先電話番号等
市教育委員会	686-8802	谷医院	686-3569
鳴門消防署	685-2009	児童クラブ	685-0065
国際警備保障	623-5931		
鳴門病院	683-0011		

カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(7) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
・児童連絡網やメールで保護者に下校することを知らせ、児童を下校させる。	・火災の規模が大きく、授業続行が不可能な場合 ・通学路の安全が確認され、児童が落ち着いた状況である。
・児童や通学路の状況が通常に戻るまで児童を待機させた後、下校させる。保護者が迎えに来た場合は、引き渡しカード等を利用し、確実に引き渡す。	・児童の状態が不安定であったり、通学路の安全に問題があったりする場合

(イ) 火災が発生した際、児童の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者氏名：校長	担当者氏名：保護者連絡班
連絡方法・手順	・まちコミメールで保護者の携帯電話に一斉送信。未登録の保護者には電話連絡 ・学年・学級連絡網で電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・学校のホームページに掲載 ・鳴門市役所に避難状況を掲示する。 ・学校の玄関に避難状況を掲示する。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者に連絡をとり、迎えに来てもらう。 ・保護者が迎えに来たときは、下校の判断基準にもとづき、安全が確保された場合は、引き渡しカード等で記録をし、保護者に引き渡す。

キ 児童が在校時以外の対応

学校外の活動時
<ul style="list-style-type: none"> ・遠足や修学旅行などの校外学習を実施する場合には、見学・利用施設における避難経路や避難場所を管理責任者に確認しておき、児童に事前指導しておく。実際に被災した場合には、教職員や施設管理者の指示に従って避難する。引率者は児童連絡網を携行し、災害発生時には連絡をとれるようにしておく。 ・支援を要する児童等への対応には、十分配慮する。
休日・夜間等
<ul style="list-style-type: none"> ・学校長の判断により、職員の連絡網で教職員が参集する。 ・休日に児童の活動等（金管練習等）で児童が学校にいる場合には、指導の教職員が児童の安全確保、避難、避難後の安全確保に努める。

風水害 編

本項の土砂災害発生時についての内容は、土砂災害防止法第8条に2にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時）

風水害等の発生のおそれ（注意報発令）

・授業を継続すれば、児童等の下校が不可能になると判断される状況が生じた場合、通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。
(・児童等を下校させる。 ・児童等を学校に待機させる。)

重大な風水害等の発生のおそれ（警報発令）

鳴門市長が避難勧告等を発令

STEP1 児童生徒等の下校の判断

・暴風警報が発令された場合、その他の警報が発令され授業を継続すれば、児童等の下校が不可能になると判断される状況が生じた場合、通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。

鳴門市より避難所の開設依頼の連絡

記録的短時間大雨情報

以下の場合原則、学校に待機させ、児童等は保護者等への引き渡しとする。○記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表された時 ○避難勧告や避難指示が出た地域 ○通学路の安全確認ができない時

鳴門市職員が学校に参集

土砂災害警戒情報

一次避難場所：学校の教室又は体育館

STEP 2 洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応 鳴門市より避難所開設の依頼があったとき避難所の開設支援

避難所の開設

<校内の安全管理>

- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：台風の規模と今後の動き、洪水、高潮、土砂災害などの二次災害の危険性の情報を把握する。
- ・教育委員会への連絡：学校内外の被害の状況、臨時休校措置の報告、指導事項の確認等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者への対応（対応窓口を一本化：端村校長または三原教頭）

<避難所開設の支援>

- ・洪水、土砂災害等の発生、あるいは危険性のため避難勧告等が発令され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、避難所運営にあたる。

STEP 3 児童生徒等の下校について

・洪水、土砂災害等で帰宅することが出来ない児童等を学校内で待機させている場合の対応については、通学路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で校長が判断する。

(学校で継続して待機させる ・ 各自下校させる ・ 保護者へ引き渡す)

(イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に児童の対応に関する情報を保護者へ連絡する方法

連絡決定責任者氏名：校長		担当者氏名： 教頭	
連絡方法 ・手順	・まちコミメールで保護者の携帯電話に一斉送信。未登録の保護者には電話連絡 ・学年・学級連絡網で電話連絡		
連絡が取れない場合の対応	・学校のホームページに掲載 ・鳴門市役所に避難状況を掲示する。 ・NTT災害用伝言ダイヤル（171） ・学校の玄関に避難状況を掲示する。		

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法。

<ul style="list-style-type: none">・児童の保護者に連絡をとり、迎えに来てもらう。・保護者が迎えに来たときは、下校の判断基準にもとづき、安全が確保された場合は、引き渡しカード等で記録をし、保護者に引き渡す。
--

キ 児童が在校時以外の対応

登校前	<ul style="list-style-type: none">・午前7時の段階で暴風警報が発令中の場合は臨時休業・暴風警報は出ていないが、大雨・洪水警報が発令されている場合等は、学校や地域の状況に応じて校長が判断する。
下校後	<ul style="list-style-type: none">・職員は非常災害時（暴風警報発令時）の当番表による日直・宿直対置体制をとる。
夜間休日	<ul style="list-style-type: none">・職員は非常災害時（暴風警報発令時）の当番表による日直・宿直対置体制をとる。

キ 河川はん濫時の対応（基本対応及びその流れ）

本項については、水防法第 15 条の 3 にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

1 注意体制

【吉野川】 吉野川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒 1 万トンを超える放流）に注意する。

STEP 1 児童生徒等の下校の判断

管理職	・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。 （ 児童生徒等を下校させる ・ 児童生徒等を学校に待機させる ）
教職員	・第 1 非常体制をとる。 ・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制

【吉野川】 吉野川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒 1 万トンを超える放流）に注意する。

STEP 2 児童生徒等の避難の判断

避難場所 学校の教室または体育館

管理職	・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。 ・避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 ・避難した場合は、市教育委員会へ連絡する。
教職員	・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

※ 吉野川については、吉野川左岸の越水・破堤から本市の浸水までに時間があるため、警戒体制の段階では避難を開始せず、非常体制になった段階で避難を行う。

3 非常体制

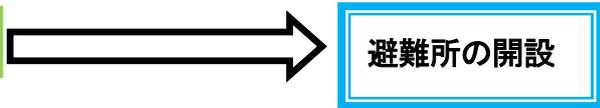
【吉野川】 鳴門市より避難指示（緊急）が発令された場合

※ 池田ダムの放流量（毎秒 1 万トンを超える放流）に注意する。

STEP 3 避難後の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認 ・地域住民が避難してきた際の誘導
------------	---

STEP 4 避難後の学校の対応



避難所の開設

教職員	・鳴門市より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援にあたる。
------------	-------------------------------------

- 〈校内の安全管理〉
- ・校舎等の被害状況等の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
 - ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等の二次災害の危険性の情報を把握する。
 - ・教育委員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等
 - ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。
- 〈避難所開設の支援〉
- ・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難勧告等が発令され，鳴門市より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・河川のはん濫等で帰宅することができない児童生徒等を学校内で待機させている場合や避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。 (学校，避難場所で継続して待機させる ・保護者へ引き渡す)
------------	---

■情報収集

収集する情報	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 	テレビ，ラジオ，電話 インターネット ・ 徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・ 気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位到達情報 ・ 洪水予報 	インターネット ・ 国土交通省「川の防災情報」(国管理河川＝吉野川，旧吉野川) http://www.river.go.jp/ ・ 徳島県県土防災情報管理システム(県管理河川＝新池川) http://www1.road.pref.tokushima.jp/ ・ 気象庁 指定河川洪水予報(吉野川の洪水予報) http://www.jma.go.jp/jp/flood/

	すだちくんメール
・河川洪水浸水区域，浸水深	インターネット ・国交省徳島河川国道事務所 吉野川水系吉野川，旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図 http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/top_index.html
・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示	市公式ウェブサイト，市公式ツイッター，鳴門市しらせ隊，防災無線 テレビ鳴門データ放送，広報車両 など

■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ，タブレット，携帯電話，拡声器
避難誘導	名簿，携帯電話，懐中電灯，拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

ク 注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
1 注意 体制	○吉野川 <u>はん濫注意情報（洪水注意報）</u> ↓ ○状況に応じて児童生徒等を下校させる。 ○児童生徒等を学校に待機させる。	児童生徒等を下校させる場合の判断基準 ・授業を継続すれば，児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
2 警戒 体制	○吉野川 <u>はん濫警戒情報（洪水警報）</u> ↓ ○避難させる。 ○避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合，児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 ○吉野川については，原則この段階では避難を開始せず，非常体制になった段階で避難を行う。	児童生徒等を避難させる場合の判断基準 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。

○吉野川 避難指示（緊急）発令



○避難場所での安全確保

避難場所への避難（校舎内避難の場合の記入例）

1 避難場所 北・南校舎2Fの指定教室

2 避難経路

（別紙添付）

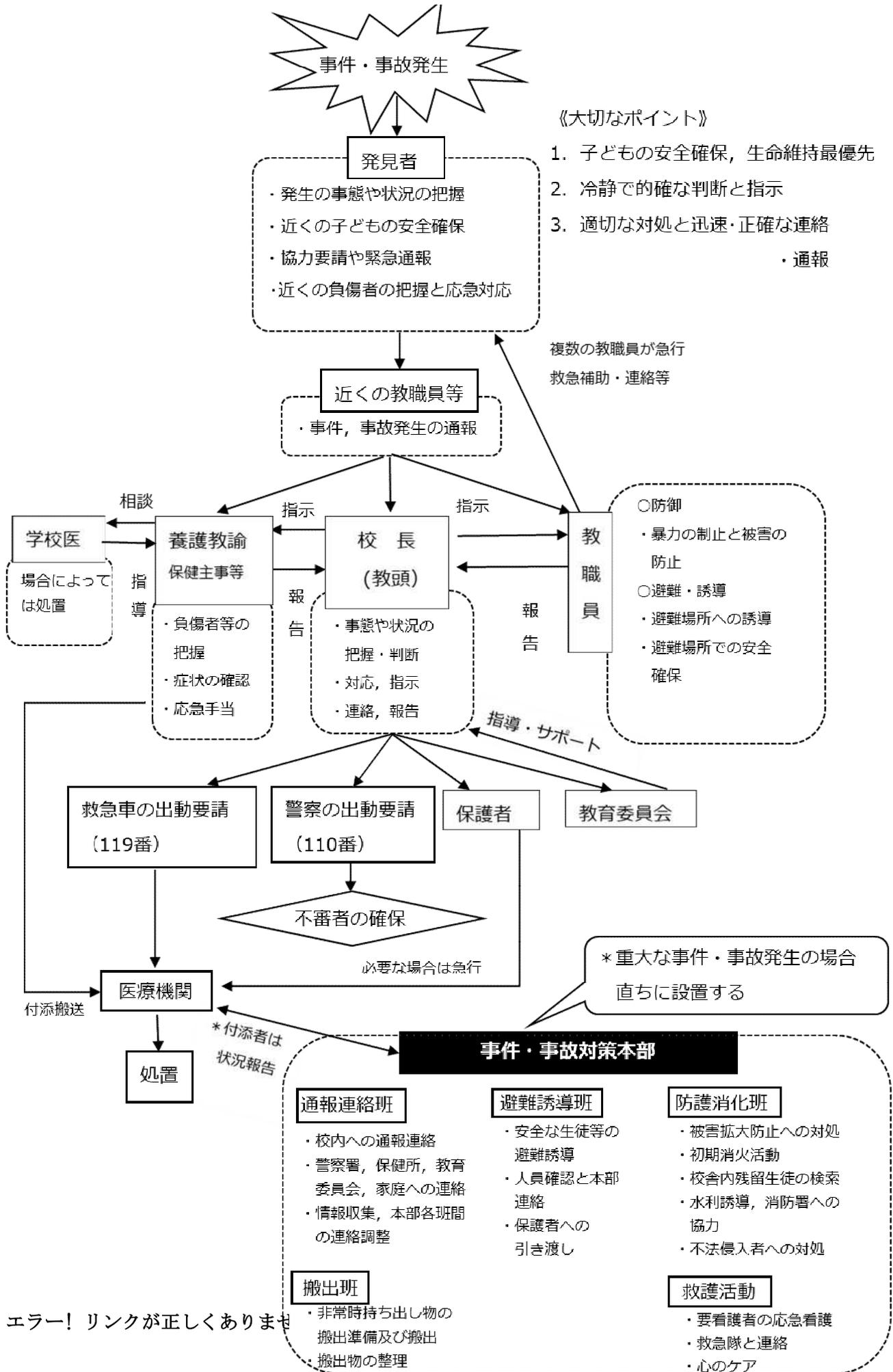
3 避難場所の割り振り

3 避難場所の割り振り

北校舎2F 4-1:4年, 5-1:5年, 6-1:6年

南校舎2F 1-1:1年, 2-1:2年, 3-1:3年

桑島小学校 不審者侵入に関わる防犯対策について

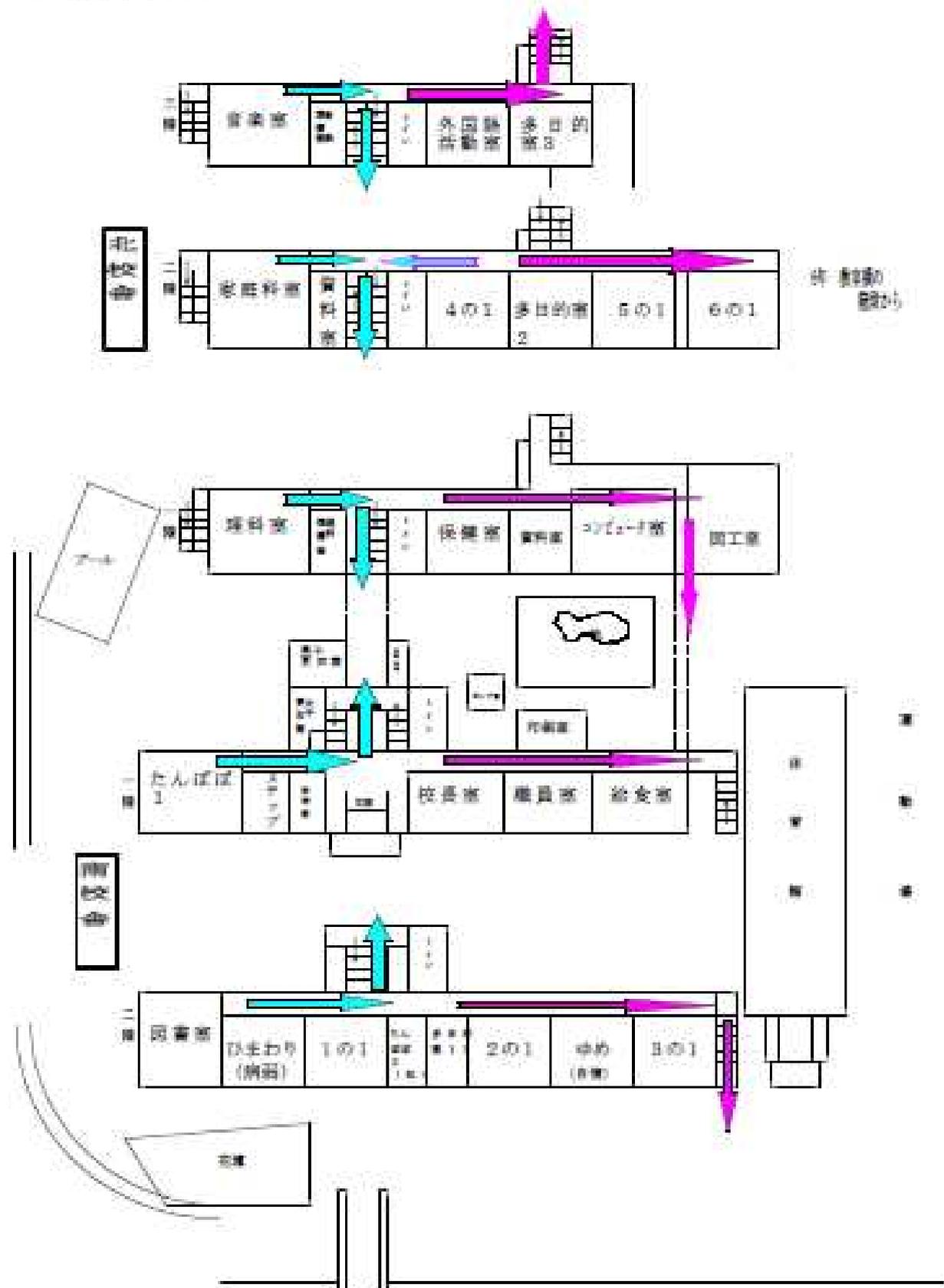


エラー! リンクが正しくありません

◎不審者侵入防止の3段階のチェックリスト

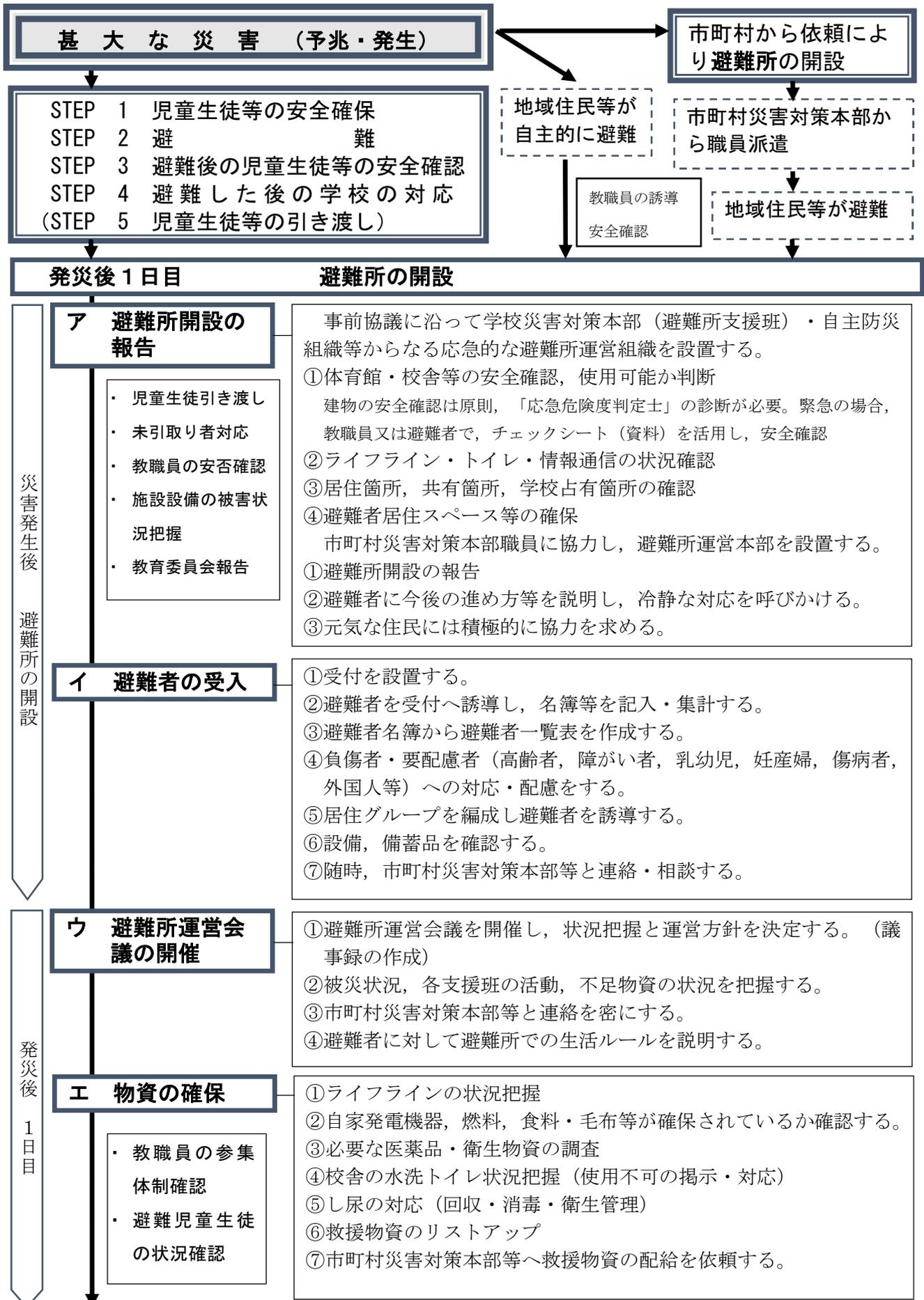
段階	
A 校門	校門（正門）は常時閉めて、施錠しておく
B 校門から校舎への入り口	防犯カメラの設置 来訪者の校舎入口・受付への案内・誘導・指示 通行場所の指定
C 校舎への入り口	インターフォンの活用 入口・受付の指定・明示 受付での来訪者の確認 来訪者名簿への氏名の記入

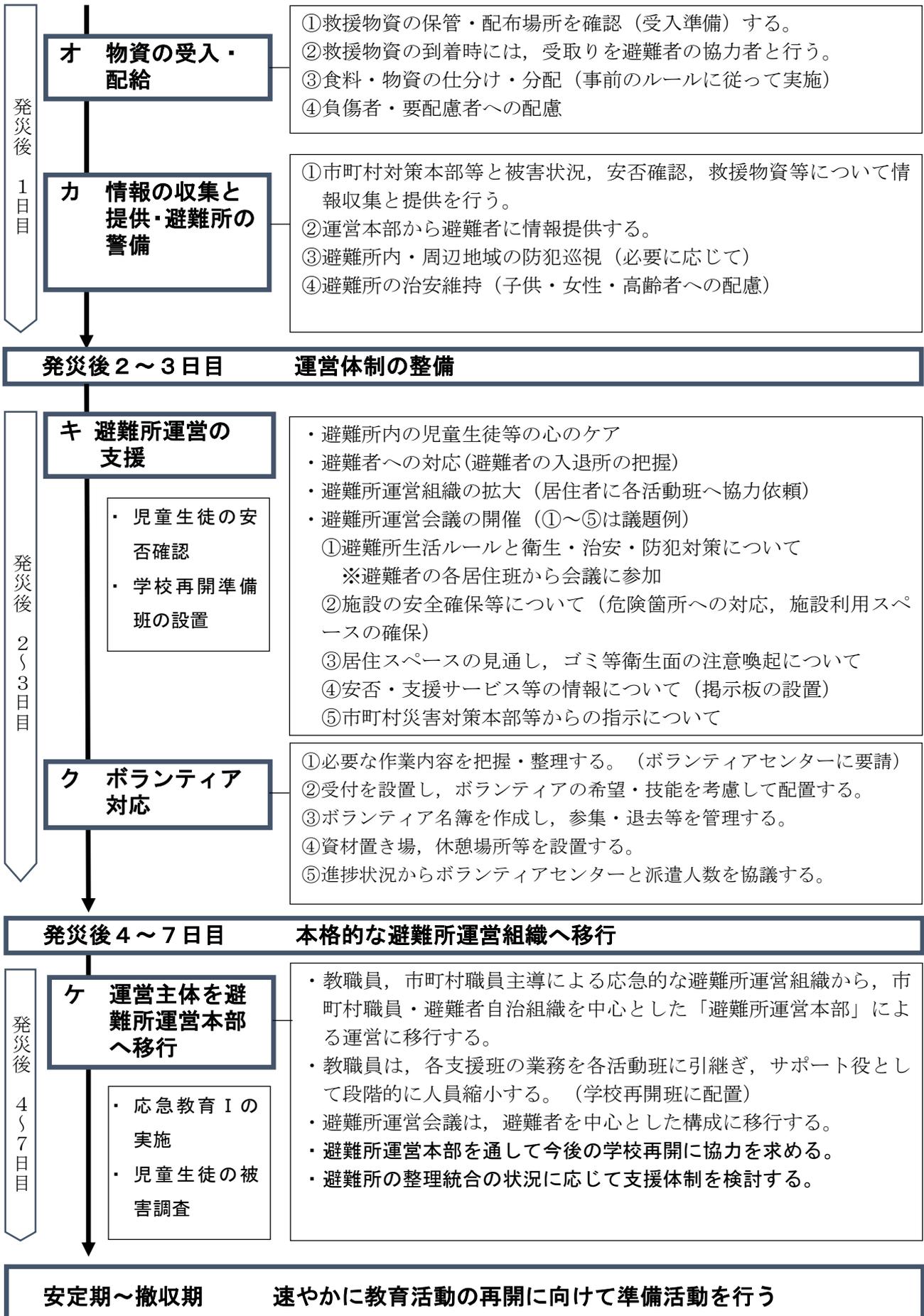
〈避難経路図〉



⑬ 学校避難所運営支援計画について (基本対応)

(2) 避難所運営支援の流れと基本対応

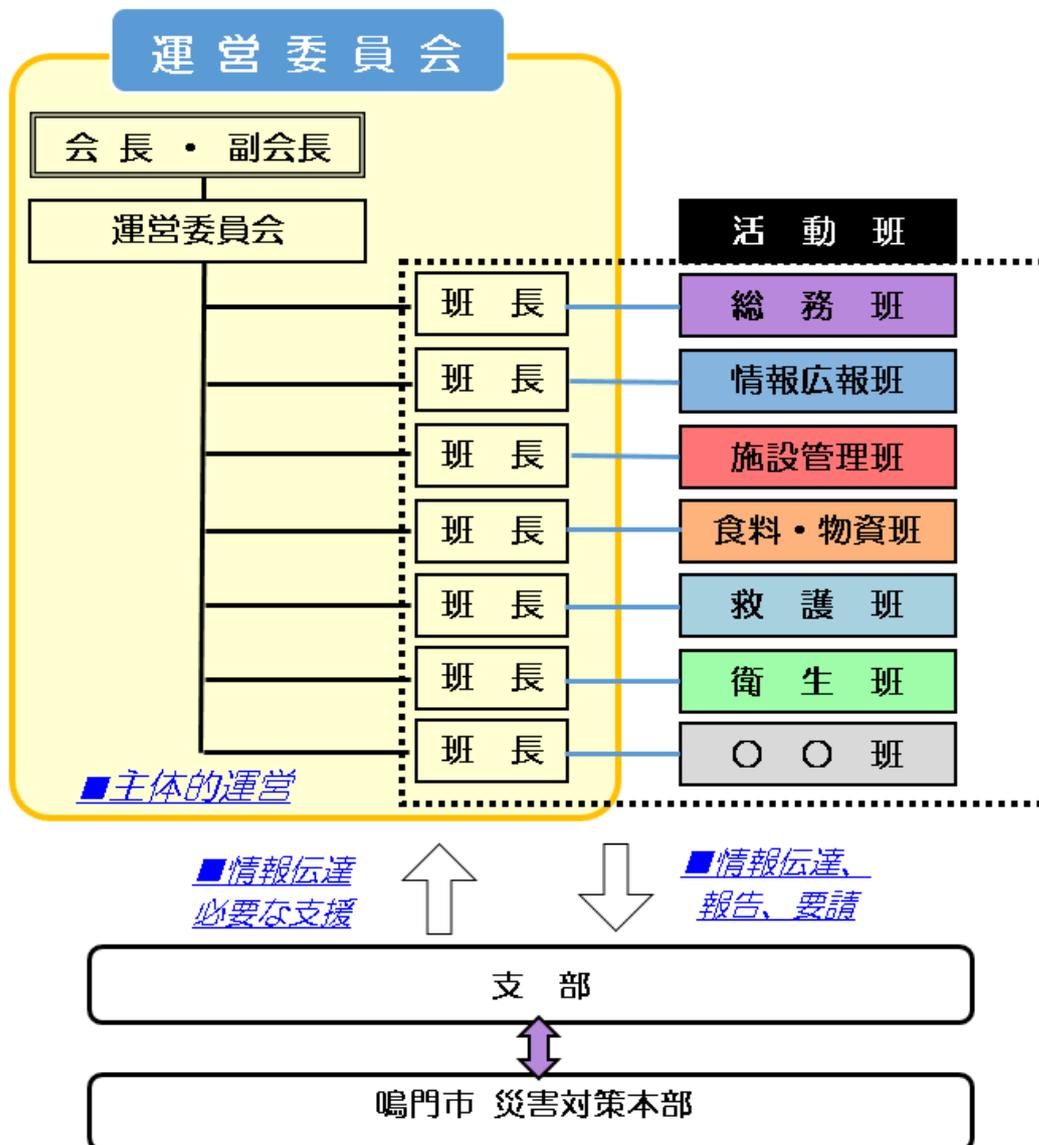




2 応急的な避難所運営支援体制

※ 「鳴門市避難所運営マニュアル」に基づいた支援体制になっています。

(1) 避難所運営委員会の組織図



【避難所運営における学校の役割】

- 教職員は上記組織の立ち上げを支援するとともに、運営会議に参加し、そこでの協議事項をもとに避難所運営支援を行う。
- 組織の運営体制の整備状況により、避難者自治組織による運営に移行する。それに伴い、教育活動の再開に向けて準備活動を行う。

※ 運営会議は定期的に行われ、避難状況や活動状況の情報共有、課題点等について話し合う。（詳細は「鳴門市避難所運営マニュアル」参照）

学校施設の使用方法

(1) 校舎での避難者居住場所

避難者居住場所	人 数	学校占有場所	理 由
体育館	1 6 7 人	校長室	避難所本部
ゆめ1（北2階）	1 5 人（要配慮者用）	職員室	避難所運営事務
たんぽぽ1（南2階）	1 5 人（要配慮者用）	理科室	薬品管理
ゆめ2・ひまわり（南2階）	1 5 人（要配慮者用）	コンピュータ室	機器管理
音楽室（北3階）	1 5 人	各普通教室	応急教育実施
外国語活動室（北3階）	1 5 人		
<p>（例）校舎地図（青 居住場所 / 赤 学校占有場所 / 緑 共有スペース） ※別紙添付</p>			

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、教育委員会及び学校は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校が避難所となった場合における、あらかじめ備えるべき施設設備の整備、感染症に対応するためのマスク、消毒液等の衛生用品やパーティション等の備蓄スペースの確保、教室の活用を含めた学校施設の利用方法等の調整について、防災担当部局等と連携して対応することが求められている。

については、「過去に例を見ない「複合災害」への備え」～新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（令和2年9月とくしまゼロ作戦課）を参考に、教室の活用を含めた学校施設の利用方法等について検討し、学校避難所運営支援計画を作成した上で、市町村の防災担当部局や地域の自主防災組織の代表者等と協議しておく必要がある。

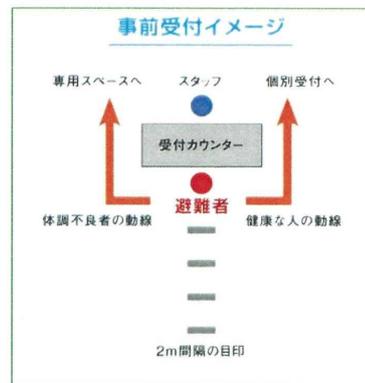
ア 事前受付（健康な人と発熱・体調不良者の確認）

「事前受付」は、避難所に訪れた人が最初に立ち寄る場所、体育館等の避難所に入る前に検温や体調確認を行い、「健康な人」と「発熱や体調不良のある方」の動線を分けてそれぞれの居住スペース及び専用スペースに案内する。

- 事前受付はできるだけ避難所入口の外に設置する。
- 避難者が2m間隔で並ぶよう立ち位置の目印を付する。
(運営スタッフによる声かけも行う)
- 検温と消毒を必ず行い、「健康な人」と「発熱や体調不良のある方」の動線を分ける。
- 発熱や体調不良のある方を専用スペースに案内するスタッフはPPE（個人防護具）を装着する。
- 持ち物の確認や健康状態のチェック等、対面での会話を行う際は飛沫感染防止スクリーン等を設置する。



事前受付の
解説動画はこちら
https://youtu.be/R0u_ZH0qzY

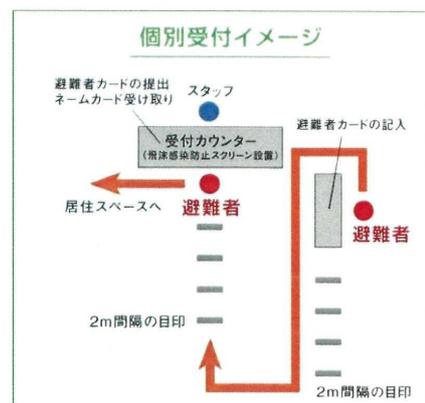


イ 個別受付（避難所への入所手続き）

健康な人が事前受付後に向かう「個別受付」では、「避難者カード」を運営スタッフに提出し、避難所の入所受付を行う。受付担当者は避難者カードを受け取った後に、入所の証明となる「ネームカード」を避難者に渡し、居住スペースへと移動してもらうよう促す。



個人受付の
解説動画はこちら
<https://youtu.be/IKLzPSuJfo>



- 避難者が2m間隔で並ぶよう立ち位置の目印を付する。
(運営スタッフによる声かけも行う)
- 避難者カード記入の際も間隔を空ける。
- 筆記用具は使い回しせず、クリップペンシルを活用するなど、各避難者で別のものを使用、もしくは毎回消毒を行う。
- 受付では飛沫感染防止スクリーン等を設置する。
- 受付ではネームカードを避難者に渡す。
(ネームカードのない避難者は避難所の出入り不可とする)
- マスクを持参していない避難者については、受付に用意して配布する。

ウ 居住スペース（健康な人のスペース）

「居住スペース」は、健康な人が避難生活を送るための場所。
避難者同士の3密を回避するため、1人当たりのスペースを通常より広く確保することが重要となる。

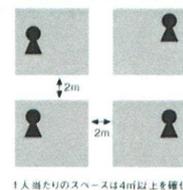


住居スペースの
解説動画はこちら
<https://youtu.be/2HUY3vW1o>

- 1人当たりのスペースは4㎡以上、通路幅は2m以上確保する。
- 「パーティション」や「テント」を積極的に活用する。
- 居住区画は、住所(コミュニティ)、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割振りを行う。(区画の番号振りを推奨)
- 施設内の換気や共用部分(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等)の消毒を徹底する。
- 毎日検温と体調の確認を行う。
- 居住スペースから体調不良者がした場合、可能であれば隔離スペースを設けて聞き取りを行い、発熱・体調不良者用の動線を通り専用スペースへ移動する。

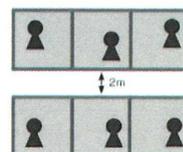


パーティションなし



1人当たりのスペースは4㎡以上を確保

パーティションあり



1人当たりのスペースは4㎡以上を確保

エ 専用スペース（発熱・体調不良者等のスペース）

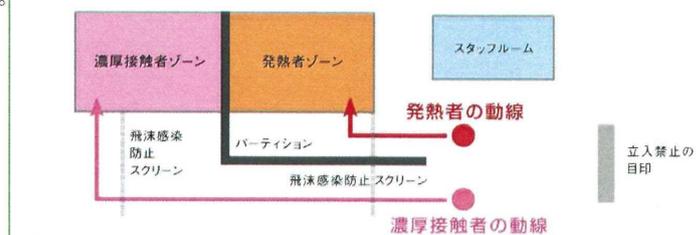
発熱や体調不良のある方には「専用スペース」を設ける必要がある。
専用スペース内では、感染症対策が特に必要となる。スタッフは必ずPPEを装着して対応するようにする。



専用スペースの
解説動画はこちら
<https://youtu.be/99E3jKt38SI>

- 専用スペースは可能な限り個室にすることが望ましいが、やむを得ず同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
- 専用スペースには「専用トイレ」を確保することが望ましい。
- 施設内の換気や共用部分(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等)の消毒を徹底する。
- 毎日検温と体調の確認を行う。
- スタッフはPPEを装着する。
- 発熱者ゾーンと濃厚接触者ゾーンへの動線をパーティション等で仕切る。

1つの教室等を2つのゾーンに区切る場合の設置例



オ PPE（個人防護具）

事前受付で発熱や体調不良のある方と長時間接する可能性のあるスタッフや、専用スペースのスタッフは、必ずPPEを装着するようにする。その他のスタッフは最低限、眼の防護具（フェイスシールド等）とマスクを装着することが望ましい。



PPE 装着の
解説動画はこちら
<https://youtu.be/c70B6PVC8s>



- 事前受付で発熱や体調不良のある方と長時間接する可能性のあるスタッフや専用スペースのスタッフは必ずPPEを装着する。
- その他のスタッフは眼の防護具（フェイスシールド等）とマスクを最低限装着する。
- 眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可。
- 上着（長袖ガウン）については、レインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。撥水性があることが望ましい。

カ 食事の受け渡し

食事の配食方法は、居住スペースと専用スペースによって異なる。居住スペースの避難者は配食カウンターで食事を直接受け取るが、発熱者や濃厚接触者への配食は、スタッフが専用スペースの入口（立入禁止の手前）まで食事を運び、PPEを装着したスタッフへと受け渡す。



食事の受け渡しの
解説動画はこちら
<https://youtu.be/7Sp0f3kvdIs>

- 一人分ずつ小分けにして配食する。
- 順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をする。
- 食器は使い捨て容器またはラップをしたものを使用する。
- 健康な人は配食カウンターで個別に食事を受け取る。
- 健康な人は飛沫感染を防ぐため、できるかぎり自身の居住スペース内での食事が望ましい。
- 発熱・体調不良者の食事は配食スタッフが専用スペース入口まで運び、専用スペーススタッフが受け取り配食する。

キ ゴミ処理（専用スペース）

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、おむつ等のゴミ処理にも気を配る必要がある。



ゴミ処理の
解説動画はこちら
<https://youtu.be/1da0B3vwiIk>



- 手袋を2重に装着し、ゴミが一杯になる前に処理をする。
- ゴミに直接触れないように空気を抜いてしっかり縛る。
- アルコール消毒を行う。
- 2重にしていた外側の手袋を2枚目のゴミ袋に捨てる。
- ゴミ袋を2重にしてしっかり縛る。

ク 分散避難

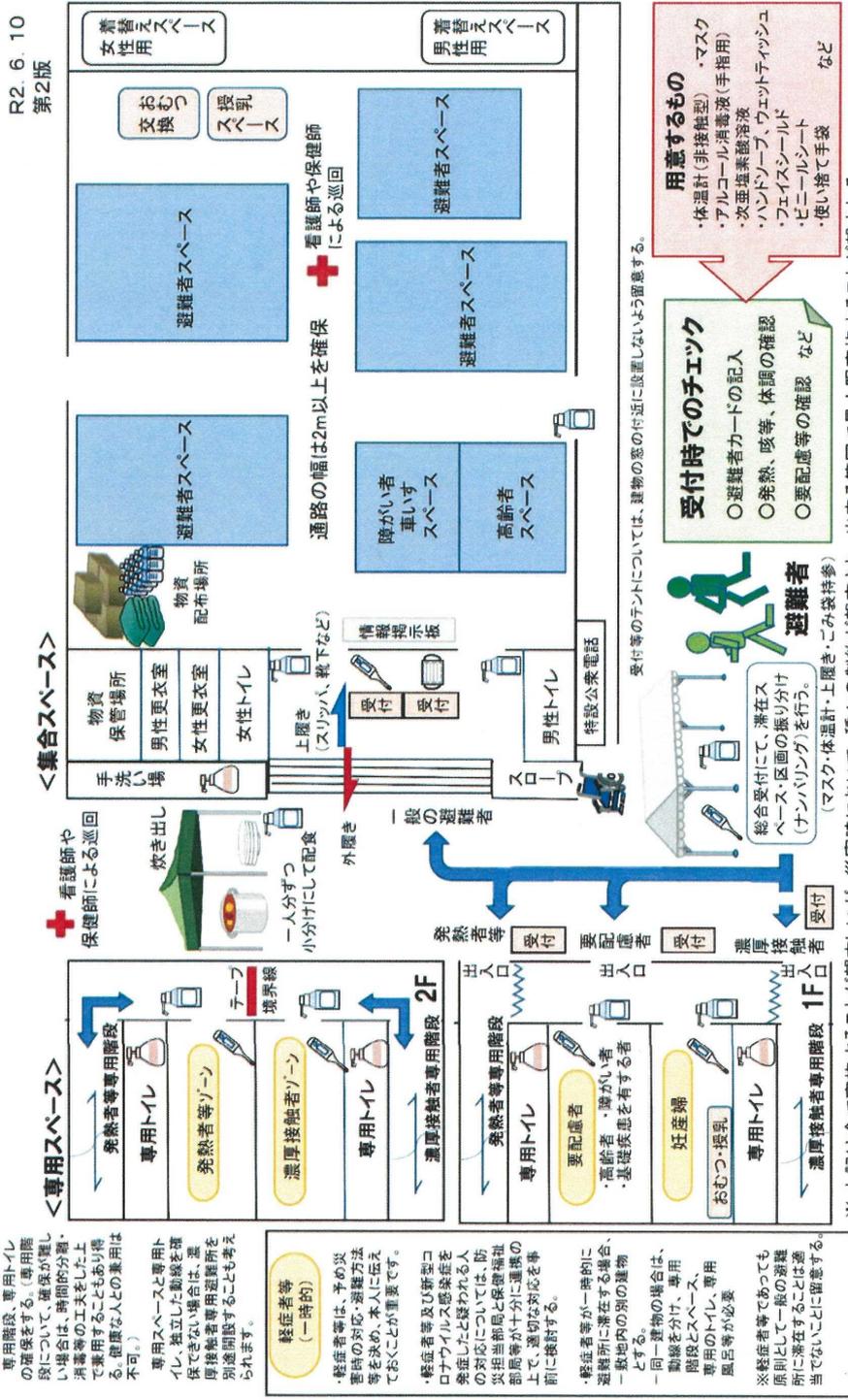
避難所での3密を避けるための分散避難という考え方に沿って、指定されている避難所のほか、サブ避難所と呼ばれる避難所が開設されたり、グラウンド等に車中泊する場合もある。



分散避難の
解説動画はこちら
https://youtu.be/ur8A_srl6Zk

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付時>

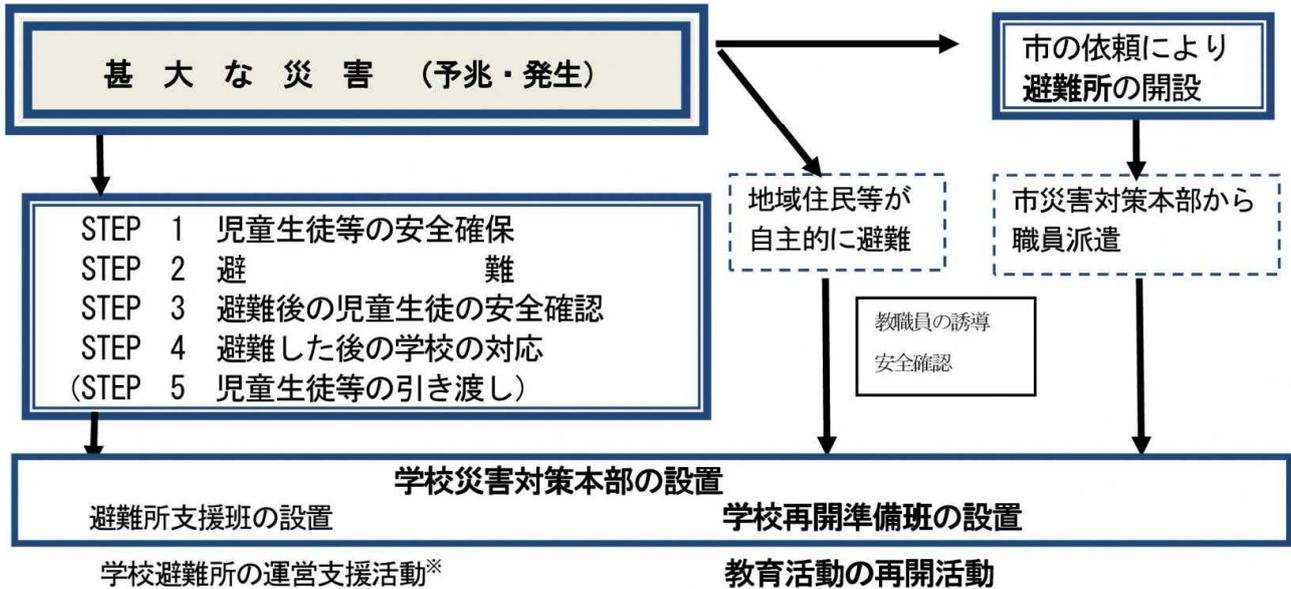
R2.6.10
第2版



学校教育活動の再開に向けての計画

※「大規模災害時における教育活動の再開に向けた学校の対応について」平成29年2月徳島県教育委員会 参照

1 学校教育活動の再開に向けての目標日数・作業内容・協議 事項等



発災後 1日目

- 避難所の開設**
- ア 避難所開設の報告
 - イ 避難者の受入
 - ウ 避難所運営会議の開催
 - エ 物資の確保
 - オ 物資の受入・配給
 - カ 情報の収集と提供・避難所の警備

- 児童生徒の心のケア (避難所内)**
- 被害状況の確認 (第1次)**
- 教職員の安否確認
 - 校舎・施設設備の被害状況調査
 - 避難所内児童生徒の確認
 - 未引渡し児童生徒の対応
 - 児童生徒の安否情報の収集
 - 情報の集約と整理

発災後 2～3日目

- 運営体制の整備**
- キ 避難所運営の支援
 - ク ボランティア対応

○市災害対策本部からの派遣職員、地域の自主防災組織、避難者自治組織からなる避難所運営体制を組織し、学校は避難所運営組織（本格的な避難所運営）が機能するまで避難所運営支援を行う。

○学校災害対策本部の要請により避難所支援班は、避難所運営を支援する。

- 児童生徒の心のケア (家庭訪問時)**
- 被害状況の確認 (第2次)**
- 家庭訪問・避難所訪問
 - 健康状態・所在の確認
 - 保護者の健康状態・所在の確認
 - 家族の健康状態
 - 日中・夜間の所在場所
 - その他被害状況

- 応急教育 I の準備・実施**
- 「青空教室」、ボランティア、NPO 等と協力した教育活動
 - 「仮登校」の呼びかけ・実施

児童生徒の心のケア (仮登校時)

※支援活動の詳細は「災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き」平成28年2月 徳島県教育委員会 参照

発災後 4～7日目

本格的な避難所運営組織へ移行
ケ 運営主体を避難所運営本部へ移行

学校再開準備班の拡充

本格的な避難所運営組織へ移行により、学校再開準備班を増員し、学校再開業務を本格化する

被害実態への方策

被災箇所の復旧対策
再開形態の調査検討

授業再開日の協議・調整

児童生徒の状況確認
教職員の確保

授業再開日の決定
(再開の約2週間前)

発災後 1週間後～ (避難所運営の安定期)

避難所運営本部を通して「学校再開」に協力を求める

学習スペースの確保と避難者との共有空間の設置

- 避難者等への連絡・協力要請
- 避難者の移動
- 占有空間の見直し
- 清掃・消毒

授業再開に向けた準備

教育委員会との連絡調整
児童生徒等・保護者への連絡
校舎等被害に対する応急措置
ライフライン、トイレ等の復旧
教材・教具、教科書・学用品等の確認
通学路の安全確保

応急教育Ⅱに向けた準備

応急教育計画作成
実施に向けた協議・調整

発災後 日目 学校再開 (授業再開日)

応急教育Ⅱの開始

児童生徒の心のケア (集団・個別)

応急教育Ⅱの改善

状況の変化に応じた改善
教室 (再開施設) の変更
完全給食の再開
授業日数・時数の確保
学校避難所の閉鎖

学校給食の再開※

避難所撤収日の決定※

避難所閉鎖作業への支援

避難所の閉鎖

再開 日目 持続的な教育活動の開始

2 平常時にしておくこと

- 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童名簿等を被害にあわないところに保存しておく。
- 学校が避難所になった場合を想定し（津波浸水以外）、避難所として開放できる区域と学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区域を、あらかじめ決めておく。
- 被災の状況に応じた行程を確認しておくとともに、再開までの目標日数をあらかじめ設定しておく。

3 学校再開準備班の設置

(1) 目的

避難所支援等と並行して、教育活動の再開に関する調査や準備を開始し、「本格的な運営体制」に移行した後の学校再開業務を円滑に行う。

(2) 構成

学校長を統括とした教職員中心とする。情報の収集・伝達、避難者との連携のために保護者や地域住民を協力者とするのも有効。被害の規模・程度に応じて、総務班・情報広報班・施設管理班等と連携しながら、準備班の人員を確保し、徐々に拡充する。ボランティア、NPOとも協力。

総括(校長)		班長		副班長	
--------	--	----	--	-----	--

※避難所運営支援計画の人員と重複しても可

4 応急教育

(1) 応急教育 I

児童生徒等の心身の健康状態を把握した後、できるだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等さまざまな内容・実施形態が考えられる。児童生徒等の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、低年齢・低学年の児童生徒等ほど早期に実施することが望ましい。

- 目的：児童生徒のストレス軽減と心の安らぎを与えること
- 担当：教職員、支援団体・NPO、教員OB 防災ボランティア等の地域ボランティア
- 内容：ゲーム、遊び、運動、お話等

例：折り紙教室、昔遊び教室、読み聞かせ、カルタ取り、ドッジボール大会等

- 場所：被害状況により、教育委員会等と相談し、野外・近隣公共施設・民間施設等も可
- 参加児童生徒等：時間帯や構成の工夫によって、校区内外、学年組に関わらず参加できる児童生徒に対応する。

(2) 応急教育Ⅱ

応急的に行う授業であり、教育環境の復旧と共に、学級の再開、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、平常時の教育活動の再開に繋いでいくもの。基本的に「学校」で行うが、学校が使用できない場合があるため、学校の被害を想定し、応急教育Ⅱの実施場所及び形態を具体的に考えておく。

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1 予定 場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・児童生徒の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて、40分の短縮授業を実施する。
第2 予定 場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・児童生徒の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：午前・午後の二部授業を実施する
第3 予定 場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・児童生徒の5～7割以上が登校	2カ所に分散して実施する。 場所：桑島地区コミュニティセンター 連絡先： 形態：1，2，3年生の短縮授業を実施する。 場所：鳴門市立図書館 連絡先：088-686-4548 形態：4，5，6年生の平常授業を実施する。

5 学校教育活動の再開のために、必要な物資を揃えるための連絡先

物資名	連絡先	電話番号
備品	学校用品協会	088-679-1358
教材	井上書房	088-672-1133
教科書	浜口書店	088-689-1358
	鳴門市教育委員会 学校教育課	088-686-8802